平成２４年（フ）第１１６号
北海道帯広市南町南８線73番地１　パットハイム南町101
破産者　小玉真奈美（旧姓根本）
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
群馬県高崎市貝沢町617番地７　シャンボール日東プラザ507号
破産者　中田　久美
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７０４号
神奈川県大和市中央４丁目６番32号長嶺ビル203
破産者　株式会社ＳｏｆｔＡ
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６３号
横浜市中区簑沢86番地
破産者　株式会社すいじょう
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６４号
開始決定時の住所横浜市港北区新横浜３丁目22番地３　クリオ壱番館402金子方
破産者　亡寳子山幸一相続財産（開始決定時の表示寳子山幸一）
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８４号
神奈川県海老名市中央３丁目２番９号Ｄ－Ａ号
破産者　有限会社盛友
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３７号
金沢市増泉５丁目２番37号
破産者　株式会社西本北陽堂
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
岐阜県大垣市鹿島町５丁目５番地４
破産者　有限会社ウイル・スコープ
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
和歌山市出島38番地の１
破産者　第一石産株式会社
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
和歌山県新宮市新宮3754番地94
破産者　有限会社じょいふる
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第２９号
島根県益田市駅前町９番４号、商業登記簿上の本店所在地島根県益田市須子町22番20号
破産者　有限会社新開地
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第４６８号
岡山市東区益野町225番地３
破産者　喜友名香代子
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３号
福岡県久留米市荒木町荒木井手口57番地の２
破産者　久留米酪農運送株式会社
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７６号
静岡市清水区興津中町1410番地の５、住民票上の住所静岡市葵区瀬名川３丁目13番31号
破産者　小林　誠治
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８８５号
京都府宇治市木幡金草原21番地の６　東英ハウス堂ノ川Ｂ棟１階４号
破産者　山本　政美
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目32番12号
破産者　Ｎｕｄｅこと　栗林　秀匡
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第８２５号
広島市安佐北区口田南３丁目29番26号、開始決定時の住所広島市安佐北区口田３丁目10番２号
破産者　長岡　洋輔
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木558番地１　レインボーランド107号、開始決定時の住所山口県山陽小野田市大字郡5354番地１
破産者　菅原　孝彦
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１２０号
山口市阿知須600番地46　アメリカンハウス102号、開始決定時の住所山口県山陽小野田市大字郡5354番地１
破産者　菅原　清美
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０１号
山口県宇部市東琴芝２丁目１番14―６号
破産者　東條　安子
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部